２００７年2月１３日

〒173-0004　東京都板橋区板橋2-60-13
電話　０３－３９６４－０１１０㈹
　板橋警察署　刑事課　御中

〒●●●-●●●●　東京都足立区●●●●●●●●●●●
自宅電話　●●－●●●●－●●●●
（家庭の事情によりつながりにくい、伝言不可）
（留守電、携帯、ＦＡＸ、ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽは無）
半沢一宣（はんざわ・かずのり）
http://www.geocities.jp/mgmlkos/hnzw/index.htm

件名：東武東上線ときわ台駅踏切事故に関連する追加資料の送付

　冠省　今月７日付けで貴課あてに差し出した、東武鉄道の踏切支障報知装置に欠陥が疑われる件についての続報というか訂正です。
　私は、前回の送り状に「昨年３月に当地の踏切で発生したインシデントを目撃した際に気づいた同装置の欠陥について、国土交通省には通報しなかった」旨を記しました。しかし、本当にそうだったのかどうか記憶があいまいだったため調べ直してみたところ、３月２６日付けで国土交通省の航空・鉄道事故調査委員会（以下「事故調」）あてに、同じ日に竹の塚警察署へ持参したのとほぼ同一文面の要請書を送付していたことがわかりました。
　この事故調あて要請書の写し（拙宅のパソコンのハードディスクに残っていたファイルから印刷したもの）をお送りしますので、御査収願います。念のため、この要請書が今回のときわ台事故が発生してから偽造したものではない（自作自演ではない）ことの証明として、小包郵便として差し出したときの控えの伝票と、配達完了通知のはがきのコピーも同封しておきます。もっとも、私はこの要請書を内容証明郵便として差し出したわけではないので、この要請書をこの小包郵便で送ったことの証明まではできませんが。
　この要請書に対して事故調からは、回答もですが、事実関係に不明な点があるから詳細を教えてほしいといった問い合わせさえ、一切ありませんでした。もしもこのとき、事故調が東武鉄道の踏切支障報知装置の欠陥について問題意識を持って取り組んでいてくれれば、今回のときわ台事故も未然に防げていた可能性があったかもしれないと思うと、私は「事故調は一体何をしていたのか！？」と言いたくなります。つまり、鉄道事業者を監督する立場にある国土交通省の職掌担当者は、私から東武鉄道の踏切支障報知装置に欠陥が疑われる危険の通報を受けていながら、事実関係の調査や東武鉄道に対する改善指導などを怠ることによって、事故が発生してしまうかもしれない危険を漫然と放置し、その結果今回のときわ台事故を誘発して、自殺志願？の女性と警察官を負傷させてしまったことになります。これは業務上過失傷害の刑事事件ではないでしょうか。
　私は、事故調ほか国土交通省の担当部局のこうした怠慢に捜査のメスを入れることも、ときわ台事故の原因究明、ひいては類似の事故を二度と繰り返させない再発防止の一環として、必要なのではないかと感じております。
　危篤状態が続く警察官の１日も早い快復をお祈りしております。

草々

記事　クロネコメール便による配達記録
　　荷物番号　９７９０－３１７７－６８５５（速達）
　　２００７年2月１４日　板橋二丁目宅急便センターにて配達完了